

平成29年(ワ)第164号、平成30年(ワ)第55号

福島原発避難者損害賠償請求事件(第三陣訴訟)

原告 猪狩弘道 外 163名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面(23)

(代表立証の合理性)

2021(令和3)年10月28日

福島地方裁判所いわき支部 民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人

同 弁護士 小野寺 利孝



同 弁護士 広田 次男



同 弁護士 大川 隆司



同 弁護士 菊地 修



同 弁護士 米倉 勉



同 弁護士 笹山 尚人



同 弁護士 小野寺 宏一



1 はじめに

慰謝料請求に関する原告らの考え方は、1陣訴訟以来、何度も準備書面等によって提示してきたが、3陣訴訟において原告本人尋問を実施するに当たって、改めて、原告らの考え方を整理する。

なお、3陣訴訟は、訴訟手続き上、1陣訴訟および2陣山木屋訴訟を引き継いでいるわけではないが、被侵害利益、慰謝料の考え方など共通点が多いため、1陣訴訟および2陣山木屋訴訟における主張立証や判決の考え方は、十分参考とすることができます。

2 1陣訴訟の経緯

まず、1陣訴訟の準備書面（9）において、1陣原告らが考える包括請求、一部請求の意義、慰謝料の典型的な考慮要素を提示した。

これについて、1陣裁判所から、一律の金額で請求していることの意義を問われたので（平成26年3月3日付「ご連絡」）、1陣原告らは、準備書面（11）において、一部請求であることや、2つの慰謝料は包括的損害把握によって損害評価されるべき旨を説明した。

その後、1陣裁判所から、「共通部分」「一律一部請求」の意義について問われたため、1陣原告らは、準備書面（15の1）において、一律一部請求は金額面に着目した内金請求であること、世帯の代表者が尋問対象となることの合理性、原告らが提示する慰謝料の考慮要素は多くの原告らに共通することなどを説明した。

これを受けて、1陣訴訟の原告本人尋問が開始されたが、その間に、1陣原告らは、準備書面（46）において、2つの慰謝料の内容（被侵害利益）、主体、確定時期についての整理を行った。

その後、1陣裁判所から、故郷喪失と故郷変容の相互関係、故郷喪失の確定時期、避難慰謝料の終期などについて求釈明があり、1陣原告らは、準備書面（94）において個別に考え方を説明した。

以上の1陣訴訟における原告らの考え方は、1陣最終書面第2分冊8頁以下で総まとめしたところである。

3 1陣訴訟の判決とその後の2陣山木屋訴訟

平成30年3月22日に言い渡された1陣訴訟判決では、避難生活、故郷喪失に関する事情を広範囲に認定し、本人尋問の有無にかかわらず、区域毎に同額の慰謝料を認定したが、一方、2つの慰謝料が区別せず評価され、また、1陣原告らは被害全部ではなく共通部分のみ請求していると判断された。

そのため、1陣訴訟から訴訟手続上連続している2陣山木屋訴訟において、2陣山木屋原告らは、準備書面（355）の中で上記の1陣判決の誤りを詳細に指摘した。

その後、（合議体が変更された）2陣山木屋裁判所から、「共通損害」と「個別損害」を区別するよう求釈明があったが、2陣山木屋原告らは、準備書面（361）において、そのような区別法を想定していない旨回答した。

また、2陣山木屋裁判所から、いわゆる大阪空港判決との相違について求釈明があったが、2陣山木屋原告らは、準備書面（369）において、2陣山木屋原告らの請求方式は大阪空港判決とは異なることなどを説明した。

2陣山木屋原告らは、原告本人尋問を実施するに当たり、準備書面（401）において、改めて、吉村意見書を参照しながら、包括的損害把握の意義、部分的な包括請求の意義、一律請求の意義などを説明した。

4 1陣仙台高裁判決と2陣山木屋訴訟

令和2年3月12日に言い渡された1陣仙台高裁判決では、避難慰謝料について、「この慰謝料の月額は、避難を余儀なくされたことは同じである以上、原告らが受けた避難指示の程度により差を設ける必要はない。」と判断しており、また、故郷喪失慰謝料についても、区域毎に、同じ金額を認定している（原告本人尋問の有無にかかわらず同額である点は原審と同様である）。

これについて、被告は、原審以来、終始一貫して、代表立証によって共通する損害を認めることは不合理である旨主張していたが、1陣控訴審は、被告の主張を実質的に排斥したものである。

2陣山木屋原告らは、2陣山木屋訴訟の最終準備書面第1分冊137頁以下において、請求方式に関する考え方を総まとめました。

5 2陣山木屋訴訟判決

令和3年2月9日に言い渡された2陣山木屋判決では、請求方式について、求釈明の過程を含め、詳細に判断がなされた。

・2陣山木屋訴訟判決426頁以下

「(ア)原告らの請求方式に関して、第1陣訴訟の判決言渡し後、原告らは、平成30年8月10日付け準備書面(355)において、第1陣訴訟判決における原告らの請求方式に対する理解の誤りを指摘したことから、当裁判所は、原告らに対し、同年8月23日付け「ご連絡」と題する文書により請求内容及び請求方式について釈明を求め、これに対して、原告らは、同年9月14日付け準備書面(361)により回答したが、これについて、再度、当裁判所は同年9月20日付け「ご連絡」と題する文書により釈明を求め、原告らは、同年10月15日付け準備書面(369)によりその回答を行った。このように、原告らの請求方式について、裁判所が2度にわたり釈明を求めた経緯があり、原告らの請求方式については、原告らの精神的損害の有無やその額を算定する上の前提となるため、まずこの点について判断する。

(イ)原告らは、上記準備書面(369)において、「本件避難者訴訟においては、全世帯の陳述書及び本人尋問の実施により、個別の損害事実を主張・立証してきた。これは、各原告の個別的な主張立証の意味合いのみならず、被害(故郷喪失及び避難生活)の全体像を示す事実(損害の事実)を原告本人尋問や検証を通

じて多面的に主張・立証するという意味合いをもっている。原告らは、かかる主張立証活動により、多岐にわたりしかもそれぞれの被害が絡まり合い相乗し合っている総体を包括的に捉えることを可能とし、かつ、かかる包括的な被害を故郷喪失慰謝料及び避難慰謝料として評価することを可能とすべく、訴訟活動をおこなってきた」とし、「原告らは、このような立証を、ほぼ全世帯について実施することにより、被害の程度(損害算定)について、全ての被害者に共通する最低額を、あらたな『経験則』として構築してきた。被害者によって、その損害の程度は異なるところ、最低の水準は月額50万円という評価である。これを超える損害は、この最低水準の損害額を基準として、その上積みとして算定することが可能になる。」と主張する。その上で、原告らは、本件における一律一部請求について、避難慰謝料月額50万円、故郷喪失慰謝料一人200万円との算定(そのような経験則の確立)がされるのであれば、それ以上の請求はしないという趣旨での一部請求であり、裁判所による算定額が、上記原告ら主張額に満たない場合であれば、個別事情によって上記裁判所算定額を超過する原告らの個別の損害(精神的苦痛)について、避難慰謝料月額50万円、故郷喪失慰謝料一人2000万円を上限として、超過する部分の認容を当然に求めているとする。また、原告らは、全ての損害事実を提示しただけであり、「共通損害」と「個別損害」の区別をしておらず、「個別損害」(個別事情による損害)といわれるものを観念することも、明示することもできないとして、裁判所においてそのような区別をした上で慰謝料額の算定をするのであれば、共通損害と個別損害の区別を示すべきであると主張する。このような主張は最終準備書面においても再度されている(令和2年9月30日付け最終準備書面(第1分冊)137~148頁参照)。このような原告らの主張の趣旨としては、①第一次的には、裁判所の合理的な裁量により算定すべき慰謝料額の根拠となるべき事情、すなわち原告らが主張する損害発生を基礎付ける事情(各原告に共通する事情、すなわち共通損害に係る事情)に基づいて算定される避難慰謝料及び故郷喪失慰謝料が、原告らの主張する上記額(避難慰謝料月額50万円、故郷喪失慰謝料2000万円)となることが合理的であるということであり、その上で、②当裁判所の上記共通損害に係る算定額が原告らの上記主張額に満たない場合には、各原告の個別事情を踏まえて各原告の精神的苦痛として認められる部分、すなわち各原告の個別事情による精神的苦痛に係る慰謝料額を算定し、これを、原告らが主張する上記額(避難慰謝料月額50万円、故郷喪失慰謝料2000万円)を上限として、上記裁判所が算定した慰謝料額に上乗せするよう求めるものと理解できる。そこで、当裁判所の判断の順序としても、まず上記①、すなわち各原告の共通損害として認められる事情を踏まえて、相当と認められるべき慰謝料額を算定した上で、仮にこれが原告らの主張する上記額に満たない場合

に原告らが主張する個別事情による精神的損害の発生の有無及びその程度等について判断することとする。」

そして、具体的な慰謝料額の算定に当たり、慰謝料を基礎付ける個々の事情と、原告ら個別の事情との関係について、以下のように判断した。

・ 2 陣山木屋訴訟判決 4 3 7 頁以下

「避難生活に伴う精神的苦痛の内容、程度には、従前の生活状況や避難の経過、避難先での人間関係や生活環境等によって個人差があることは否定できない。現に原告らが避難慰謝料を基礎付ける事情として主張する各種要素(避難先での生活の限界、見知らぬ土地での不安、先の見えない不安、被ばくによる不安や差別、仕事や生きがいの喪失、家族の離散、被害者同士や家族間のあつれき等)について、各原告を個別的にみると、原告によっては主張立証されていない要素も多く存在している。しかし、避難生活に伴う精神的苦痛の程度を個別に認定することは困難である上、本件においては、各原告に対する損害を発生させた原因是原発事故による放射性物質の飛散という共通の事象であり、個別事情によって慰謝料の額に差を設けすぎることは公平の観点から適切とはいえない。既に述べた避難生活に伴う精神的苦痛の内容は本件事故のために避難を余儀なくされた者らにある程度共通する事情と認められること、精神的苦痛の程度は放射線被ばくの具体的な危険性の程度とそれに関連する避難指示の内容により異なると考えられることからすると、避難指示の区域ひいては居住地域ごとに一定の慰謝料額を定めることが適切である。その上で、類型的な検討になじまない各原告の精神的苦痛を左右する特別の事情がある場合には別途考慮することが相当と考える。」

・ 2 陣山木屋訴訟判決 4 7 4 頁以下

「原告らが主張する損害は、本件事故による放射性物質の飛散を原因としている点で共通しており、放射線の影響の程度は原子力発電所からの距離や方角等によって異なるものの、放射線の影響という観点から区分けされた特定の地域に居住していた者は、その居住地域ごとにいざれも等しく生活基盤ないしは地域生活利益の喪失又は変容という被害を受けている。本件における各原告についても、故郷喪失又は変容についての慰謝料算定上特別に考慮すべき事情がない限り、生活基盤や地域生活利益の喪失又は変容の影響は一様である以上、居住地域ごとに一律の慰謝料額を認定することが、賠償の公平化の観点からしても、適切であると考える。山木屋地区という一定の地域に居住していた者が精神的損害に対する一律の賠償を求めて集団的に訴えを提起している本件におい

ては、そのような視点はより一層当てはまるといえる。また、「故郷」の内容を、生活基盤を構成する各要素が有機的に統合される一つの地域生活利益と捉える場合、それが享受したくてもできなくなったという状態を一括りのものとして評価すべきであって、その生活基盤又は地域生活利益を構成する各要素を一つずつ取り上げてそれぞれの要素と原告らとの個別的関わりの有程度等を決定する必要はないというべきである。」

なお、2陣山木屋訴訟に先立ち令和2年11月18日に言い渡された南相馬判決においても、請求方式や慰謝料算定について、同様の考え方が示されている。

6 他の関連訴訟

関連する原発被害訴訟（仙台高裁、東京高裁、福島地裁郡山支部）においても、代表立証によって、同水準の慰謝料額が認定されている。

・生業訴訟控訴審判決（仙台高裁令和2年9月30日、原告約3650人）
「(一律請求について) もとよりそのような被害であっても、原告ら各自の生活環境、生活実態や身体的条件等の相違に応じて内容及び程度を異にし得るものではあるが、他方、そこには、全員について同一に存在が認められるものや、また、その具体的な内容において若干の差異はあっても、平穏生活権が侵害されているという点においては同様であって、これに伴う精神的苦痛の性質及び程度において差異がないと認められるものも存在し得るのであり、このような観点から同一と認められる性質・程度の被害を一審原告ら全員に共通する損害として捉えて、各自につき一律にその賠償を求めるることは許されるというべきであり、裁判所が、一定の指標に基づいて一審原告らを適切なグループに区分し、そのグループごとに 共通する慰謝料の要素を抽出して共通被害を認定することも許されるというべきである。」（239頁～240頁）

・津島訴訟判決（福島地裁郡山支部令和3年7月30日、原告640名）
「(慰謝料の考慮要素の共通性) これまでに述べてきた上記慰謝料の各考慮要素において、その性質を示し、併せて津島居住原告の個別事情を例示しているが、こうした例示は、各考慮要素における代表的な事情を適示したにすぎず、これらの個別事情が、その適示された原告個人にのみ当てはまるというわけではない。津島居住原告は、いずれも津島地区という一つの共同体の構成員であり、各津島居住原告の被った精神的苦痛は、多かれ少なかれ、記に指摘した要素を含むものといえる。」（190頁）

「津島居住原告の慰謝料額を算定するにあたって、被告東電は、原告各人の精神的苦痛は人によって大きな相違があるため、原告らの個別事情に基づいてそれぞれについて慰謝料額を算定すべきであるなどと主張している(略)。そこで検討すると、確かに、本件事故により原告各人に生じた事情は様々ではあるが、人と人が強くつながり、自然豊かな津島の地を生活の本拠としていたところ、本件事故によりその生活を突如として奪われ、現在に至ってもそうした津島での生活に戻ることができない状況が続いているという、慰謝料算定の根幹となる事情については、津島居住原告全員に共通して認められるところであり、津島居住原告に生じた精神的苦痛が、多かれ少なかれ前記各慰謝料の考慮事由に指摘した要素を含むことも前記のとおりである。そうすると、津島居住原告の被った精神的苦痛の大きさは、基本的に甲乙つけがたいものと認めるのが、公平の観点からも相当なものといえる。したがって、津島居住原告の損害額の合算においては、まず、本件事故当時津島地区に居住していたことをもって合理的に算出される、基準となる慰謝料額を算定した上で、原告各個人について、特別に考慮すべき事情がある場合には、その事情も加味した上で、慰謝料額を算定することとする。」(191頁)

・小高に生きる訴訟控訴審判決（東京高裁令和2年3月17日、原告321人）
「一審原告らが本件において請求するのは、全ての本訴提起時原告らに共通する損害としての慰謝料であるところ、このような慰謝料は、本訴提起時原告らの生活状況や避難生活の状況等の個々の具体的な事情を考慮した上で個別に算定されるのが原則であるが、一審原告らが主張する被害が、本訴提起時原告ら全員が本件事故によって等しく被っていると認められる損害であり、これに伴う精神的苦痛の性質及び程度においても差異がないと認められるものであれば、これを本訴提起時原告らに共通する損害（共通損害）と捉えて、各自について一律の慰謝料を算定することも許されるものと解され、その場合には、一審原告らの請求は、上記共通の損害を超える個別の損害につき後に請求することを留保した一部請求ということになる。」(37~38頁)

7 経験則の観点

損害賠償の立証において、「このような被害に遭えば一般的にこの程度の損害が生じる」という経験則に基づき、ある属性の原告について一律に損害賠償を認定することは可能である。

現に、身体的被害を受けた場合の慰謝料等（入通院慰謝料、後遺症慰謝料、死亡慰謝料、入院雑費）は、入院や死亡という事実（属性）が立証されれば、それ以上は特段の立証を要せず、定型的な損害額が認定されることは、交通事

故の裁判実務だけでなく、労災、医療事故などの個別裁判でも見られるところである。

また、公害や薬害など大規模訴訟において、代表立証によって、同じ属性の原告らに同程度の損害額が認められているが、これも経験則に基づくものである。そして、福島原発事故による被害賠償においても、避難指示対象区域の住民という属性であれば、避難慰謝料および故郷喪失慰謝料が発生することは、これまでの1陣訴訟（控訴審含む）、生業訴訟（控訴審含む）などの全国各地の集団訴訟を通じて、経験則上明らかとなっている。

なお、前述のとおり、1陣訴訟（69世帯を尋問）・2陣山木屋訴訟（45世帯を尋問）と3陣訴訟は、被侵害利益や慰謝料の考え方など、実質的な争点は共通している。そうすると、1陣訴訟および2陣山木屋訴訟で積み上げられた損害立証をもとにして確立された経験則を、3陣訴訟に適用されることは、何ら不合理なことではない。

（少なくとも1陣訴訟および2陣山木屋訴訟と同じ水準の損害を認定することは、立証不足でもないし、不合理な損害認定でもない。）

8 まとめ

以上のように、1陣訴訟、2陣山木屋訴訟、1陣仙台高裁判決などの到達点に照らせば、代表立証によって全原告に対して慰謝料額を認定することは、確立した事実認定方法であって、何ら審理不尽でも不合理な事実認定方法でもない。

また、避難慰謝料や故郷喪失慰謝料を基礎付ける一般的な要素は、1陣訴訟および2陣山木屋訴訟において、豊富に提示されているため、同種訴訟である本3陣相双訴訟においても、同程度の慰謝料金額を認定することは可能である。

一方、原告らとしては、上記関連訴訟が認定した慰謝料額は十分な金額とは考えていないため、3陣訴訟における主な立証課題は、特に富岡町に着目して、本件原発事故後10年近くを経過したことを踏まえた被害の長期化、被害の固定化、被害の回復困難さ等である。

以上